

原子力規制委員会準備会合
議事録

日 時：平成 24 年 9 月 14 日（金）14:28～15:50

場 所：環境省第 1 会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題 1：発足の時点で速やかに決めておくべき事項

議題 2：新組織の発足にあたって一国民の信頼回復に向けて一

議題 3：その他

3. 閉 会

○田中参与

本日は、まだ規制委員会が正式に発足する前でございます。19日に発足するわけですが、19日に発足したら、早速、本業というか必要な仕事をしていくために、今のうちに少し決めて御議論していただきたいということがございますので、きょうは事前会合というような位置づけで皆様をお願いして会合を持たせていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

今回、私ども規制委員会の最も大きな重視すべき事項としては、透明性、公開性ということでございますので、準備会合でございますけれども、きょうは報道陣の方にも全面公開ということでやらせていただきますので、それも御承知おきいただきたいと思っております。

遅れましたけれども、私は委員長を仰せつかりました田中でございます。どうぞよろしくお申し上げます。

それでは、順番に委員から自己紹介をお願いしたいと思います。右の方から。

○島崎参与

島崎でございます。よろしくお願ひいたします。

○中村参与

中村佳代子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大島参与

大島賢三でございます。よろしくお願ひいたします。

○更田参与

更田豊志でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○田中参与

ただいま自己紹介を含めて御紹介させていただきましたけれども、5人の規制委員会のメンバーですので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、原子力規制庁の幹部人事について御紹介させていただきたいと思います。規制庁の職員の人事につきましては、国家公務員法に基づいて、本委員会、私、委員長が行うこととされておりますので、御紹介させていただきます。お手元に配付されている資料の一番後ろにありますようなメンバーになります。

規制庁長官としましては、池田克彦さんをお願いします。どうぞよろしくをお願いします。

○池田参与

よろしくお願いいたします。

○田中参与

同じく規制庁の次長には、森本英香さん。

○森本室長

よろしくをお願いします。

○田中参与

そちらのほうにお並びですけれども、同じく規制庁の緊急事態対策監としては、安井正也さん。

○安井経済産業省大臣官房審議官

よろしくお願いいたします。

○田中参与

同じく原子力地域安全総括官として、黒木慶英さん。

○黒木内閣審議官

よろしくをお願いします。

○田中参与

規制庁の審議官としては、名雪哲夫さん。

○名雪文部科学省大臣官房付

よろしくお願いいたします。

○田中参与

同じく規制庁審議官として、櫻田道夫さん。

○櫻田内閣審議官

よろしくをお願いします。

○田中参与

同じく規制庁審議官としては、山本哲也さんです。

○山本首席統括安全審査官

よろしくお願いいたします。

○田中参与

以上が審議官以上の幹部人事でございます。課長以下については、追ってまた公表されることになっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、本日の議題に3つほど用意させていただいてあります。

1つは、私のほうで議論のために資料を用意しましたので、この詳細について事務局から御説明をお願いします。

○森本室長

それでは、資料に沿いまして御説明を申し上げます。

議題といたしましては今3つと委員長からお願いいたしましたが、「発足時の時点で速やかに決めておくべき事項」、2番目として討議事項でございますが、「新組織の発足にあたって一国民の信頼回復に向けて一」というのが議題2でございます。そして、「その他」ということになってございます。

それでは、その1につきまして御説明申し上げたいと思います。

3枚目、「委員会発足の時点で速やかに決めておくべき事項」というものについてごらんいただきたいと思います。テーマといたしましては、まず、この委員会は合議体でございますので、合議体のルールについてお決めいただきたいと考えてございます。

2番目に緊急対応についてお決めいただきたいと考えております。

3番目に透明化のルールについてお決めいただきたいと思います。

4番目として報道対応。

そして、委員会組織、申告制度となっております。

一通り通しで御説明申し上げてよろしゅうございましょうか。

○田中参与

よろしくをお願いします。

○森本室長

最初に、委員会の決定ルールのうち、意思決定手続についての資料でございます。

資料にはすべて（案）が付いてございます。これは準備会合ということでございまして、最終的には正式の委員会で決めていただきたいという趣旨でございます。

まず、意思決定手続についての趣旨のところをごらんいただきたいと思います。委員会は、定例会議または臨時会議で決定し、責任を負われる。具体的には、規制の方針等の大きなマネジメントに関すること。安全上重要な許認可等の決定、事故・トラブルの発生や個別規制事案の処理などの日々の規制実務のものがございます。

ものによっては事案の性質、一言で申し上げれば軽い事案については委員長あるいは規制庁長官に委任するということにさせていただければいかがかというものでございます。

その定例会議、臨時会議でございますが、定例会議は原則週1回水曜日とさせていただければと考えてございます。もちろん、臨時会議を適宜ということでございます。

会議運営のルールでございますけれども、委員長及び委員2人以上で会議が開催される。定足数としては3ということでございます。

出席者の過半数で可決していただく。

中途退席したい場合は、その時点から「欠席」等のルールを決めていただければと思います。

議事・資料の公開でございますが、会議の議事・資料及び議事録は原則公開。ただし、情報公開に基づく不開示情報については非公開。

非公開とした場合には、議事要旨を作成・公表にさせていただければということでございます。

3 ページ目、いわゆる専決でございます。委員長の専決事項としまして、慣例によりまして人事・文書・会計等のものについて委員長の専決ということではいかがかと。

規制庁（長官等）の専決処理事項として、今後、その軽重を決めていただくこととなりますけれども、委員会の決定により、原子力規制庁の専決処理事項とすることを可能にさせていただきたいと考えてございます。

例でございますけれども、重要度の低い施設に関する規制。非常に件数も何万件とございますので、そういうものについて専決という形にさせていただければと考えているというものでございます。

4 ページ目、内規類の整備までの間の旧組織の内規類の準用についてというものでございます。新しいルールを導入するということになりますけれども、膨大な量の内規類がございます。発足直後から全てを一度に改正すると非常に実務上の混乱は避けられないと考えておきまして、委員会発足直後においても規制等の業務の中段は許されないということがございますので、新たに内規類を検討するまでの間、旧組織の内規類を準用するという事にさせていただきたいと考えてございます。

5 ページ、委員長代理の順序でございます。これは設置法の第6条第3項に基づきまして、委員長に事故があるとき、あるいは委員長が欠けたときに、その職務を代理する委員をあらかじめ指名する仕組みとなっております。また、設置法案に対する附帯決議で、委員長の職務を代理する委員4名を、順位を付けてあらかじめ指名するということになってございます。これにつきまして委員長と御相談をしました結果、次のような形でいかがかということでございます。

6 ページ、緊急時の体制でございます。緊急参集の体制でございます。緊急時には、事態の進展に合わせて、事業者からの情報収集あるいは関係機関への連絡・調整等、様々な対応が発生いたします。それらに迅速に対応するというために、委員及び職員は、所定の場所に速やかに参集して対応に着手するということが求められますので、あらかじめ緊急参集の体制について定めておく必要がございます。

案といたしまして、5人の委員及び規制庁幹部の配置として、まず、警戒事象の場合につきましては、委員長または更田委員、長官または次長につきましては原子力規制庁のERC。また、審議官1人につきましては官邸に参集するという形でいかがかというものでございます。

特定事象及び緊急事態に際しましては、委員長、中村委員、審議官1人は官邸総理周辺。更田委員、緊急事態対策監につきましては、事態即応センター。島崎委員、大島委員、長官、審議官1人につきましては官邸。環境省の政務、副大臣または政務官プラス次長につ

きましては、原子力規制庁の ERC。環境省政務、副大臣または政務官プラス地域安全総括官につきましては、現地の OFC という形でいかがかというものでございます。

次に、緊急時の委員会の意思決定ルールでございます。設置法の第 11 条第 5 項で、原子力事故が生じた場合において、これに迅速かつ適切に対処するため、会議の開催及び議決の方法その他委員会委員長及び委員が遵守すべき行動指針を内容とする内部規範を定めるべしと規定されています。

この内部規範の基本的なポイントとしまして、以下のように定めさせていただいたらいかがかというものでございます。

主なポイントは、緊急時に附議することができる案件として、例えば原子炉事故収束等。緊急時における会議の開催・議決方法につきまして、緊急参集がなかなか難しゅうございますので、例えば TV 会議システムの利用あるいは電子メール等の回答の集計、その他適切な通信手段による会議の開催、こういうものを許容していただきたいと考えてございます。

またその場合に、3 番でございますが、その会議の内容は、議事録または議事要旨を作成して公表するように公開いたしたいと考えております。

4 番目といたしまして、特に緊急を要するときの委員長による委員会の代理。これは法定上のものですが、委員会を招集することができない。上に書いてございます 2 番においても開催することができないという場合には、委員長は委員会を臨時に代理するという形になるというものでございます。

8 ページ、緊急事態応急対策委員でございます。設置法の 22 条の規定に基づきまして、原子力緊急事態における応急対策に関する事項を調査審議させるために緊急事態応急対策委員というものが置かれることになってございます。

現在の原子力安全委員会にも同じような仕組みがございますが、この構成員につきましては、福島の事故での経験等を踏まえて、今後、早急に検討するというでいかがと考えてございます。

9 ページ、福島における体制についてでございます。原子力規制委員会発足後、福島県民を初めとした国民の不安に、これまで以上に積極的に応えていくことは急務でございます。事故原因の究明を継続する、その知見の全てを安全性の継続的な向上に反映する。また、放射線被ばくに係る健康管理のあり方も議論する必要がございます。今後の廃炉プロセス等における安全確保に規制委員会が積極的に関与することも必要かと考えてございます。

それらを踏まえますと、委員自身が現地の状況を確認していただくということが大事かと。または現地での体制を構築することも急務かと思っておりますので、この点について御議論いただきたいと考えてございます。

主なポイントでございますが、まず、1 番として、事故原因の究明でございます。これは既に国会事故調等報告書がございますけれども、そこでもありますように、更に引き続き原因を究明することが求められてございます。そのためには、規制委員会においてその

ための体制を構築する必要があるかと考えてございますので、その点について御議論いただきたいと思っております。

2番目といたしまして、住民の放射線被ばくに係る健康管理についての方針も急務でございまして、検討していただきたいと考えてございます。

3番目でございますが、廃炉プロセス等における規制当局としての対応でございます。1～4号機の中期的な安全確保及び信頼性の向上に積極的に関与して、規制当局として事業者を求めるべき対応を検討するということが必要かと思っております。それに際しまして、原子力規制委員会としてどのように対応するか。場づくりも含めまして御検討をお願いしたいと考えてございます。

4番目でございますが、現場での体制でございます。原子力規制庁として、現在、福島第一、第二、それぞれに原子力規制事務所というのを設置したいと考えてございます。第一につきましては所長以下7名、第二につきましては所長以下6名を設置したいと考えてございます。

加えて、福島地域全体を統括する業務総括として、課長級の任命を配置したいと考えてございます。規制庁審議官1名を福島担当としていきたいと考えてございます。

最後に、5番目でございますが、現地視察を御検討いただきたいと考えてございます。

10ページ、今度は福井の大飯原発の関係の監視体制でございます。大飯原発3、4号機につきましては、本年7月に再稼働してございます。そして、現在、定格熱出力の運転に達しておりますけれども、継続的に運転しておられることを踏まえまして、規制機関としてどう対応するか。必要かつ合理的な監視体制というのを構築することが必要かと考えてございます。

現在の保安院の体制を再評価して、発電所及びオフサイトセンターにおける保安検査官等の勤務体制、関係者との情報共有・プレス対応等について対応方針を決定いただきたいと考えてございます。

具体的に次のとおりでございまして、具体的な体制について、現在のプラントの運転状況等をおかんがみ、必要な監視を行いつつ合理的な対応方針を決定するというところで、案を用意させていただいてございます。

1番目として、発電所及びオフサイトセンターの体制でございます。発電所及びオフサイトセンターにおいては、保安検査官による日勤及び夜間参集体制によって、トラブル等発生時の情報収集、現場確認等、常時実施可能な体制は維持したいと考えてございます。

規制庁の管理職級の職員をおおい町に駐在させたいと考えてございます。

また、トラブル等が発生した場合には、その内容に応じまして必要な人間を派遣したいと考えてございます。これが1番でございます。

2番目に、TV会議等による情報の共有でございます。現在、TV会議の常時接続をしてございますが、それは継続したいと考えてございます。また、週1回程度情報共有のため、事業者、自治体、規制庁の間でTV会議を開催したいと考えてございます。

また、3番目でございますが、プレス対応でございます。プレスからの要望も踏まえつつ、週1回の定例記者会見及び臨時記者会見やメーリングリスト等によるプレスによる情報提供をする体制は継続したいと考えてございます。

ただし、※印でございますが、法規制上報告を求めている事象の発生など、安全規制の観点から公表する事案等については、規制庁からしっかり情報提供する。その一方で、事業者がその責任を果たしていただくために、その他トラブル等の運転情報については事業者に情報提供を積極的にさせるように指導するというでいかがかと考えてございます。

なお、11ページでございますが、委員長の所信で書かれたことを再確認のために掲示させていただいていますが、再稼働問題については、去る4月6日に提示された再稼働に当たっての安全性に関する判断基準も含め、原子力規制委員会で慎重に確認、評価を行う必要があるという表現でございますので、その点についてもまた御議論いただければと思います。

12ページ、原子力規制委員会の透明性の確保でございます。この委員会の業務運営に当たって、情報公開の徹底、これは法律の25条でございます。また、外部関係者との接触ルール、これは参議院の環境委員会の附帯決議でございます。

という形による透明性の確保は極めて重要だと考えてございます。このためにどうするかということでございますが、第1点としまして、情報開示不要の情報公開体制を構築してはどうか。

2番目に公開議論の徹底を図ってはどうか。

3番目に文書による行政の徹底をしてはどうか。

また、被規制者等との接触情報の開示の徹底のためのルールを定めるということについて、主なポイントを掲示させていただいておりますので、その点について御議論いただければと考えてございます。

少し補足いたしますが、主なポイントの中の2番につきましては、例えば情報開示の徹底でございます。委員会決定文書、会議の資料、被規制者提出文書は、原則としてホームページ上で公開する。したがって、開示請求がなくても見られるようにしたいというものであります。

3番目に、公開議論の徹底でございます。「会議」で規制に関連する内容を議論するものについては、以下のようにして内容を公開してはどうかというものでございます。

まず、定例・臨時の原子力規制委員会、審議会あるいは意見聴取会といったものについては、議事、資料、議事録等を公開するというフルオープンにはいかがかと。

2番目に、3人以上の委員の打合せにつきましては、議事要旨等を公開するという形でいかがかと。

3番目として、被規制者等との面談につきましても、同じく議事要旨等を公開するという基本方向でいかがかと。

この場合の「会議」でございますけれども、規制に関連する内容を議論するものという

ことでございますので、逆に委員の日程確認とか事務的な状況報告など、規制の議論が行われないものはその中に含まれないと理解することでいかがかと考えてございます。

文書による行政の徹底でございます。原則として、資料を会議に附議して文書によって委員会決定を行う。口頭によりますと、あいまいな提案、あいまいな決定あるいは不正確な情報の流布というのがございますので、そういったものを回避したいと考えてございます。

5番目でございますが、これは被規制者等との接触の方法でございます。

①として、被規制者等との面談は事前アポイントを必須とする。委員には記録作成のため、規制庁職員が同席する。職員が被規制者と接触する場合には、原則2人以上で対応するといったルールを決めてはどうかというものでございます。

②としまして、電子メールを用いた実質的に3人以上の委員による打合せあるいは被規制者との面談に相当する行為というのは、自粛と申しますか、禁止してはどうかというものでございます。

14ページ、原子力規制委員会の「中立性」の確保でございます。原子力規制委員会の委員の方々は特別職でございます、いわゆる公務員倫理法とか公務員倫理規程が適用されないという面がございます。しかしながら、規制委員会設置法あるいは衆議院の決議等の趣旨を踏まえ、これらの法・規程の準用が必要ではないかということを考えてございます。

具体的には、15ページにあるようなことが禁止されるというものでございます。加えて、株取引の自粛というのも決めていただければと考えてございます。

16ページでございますが、報道の体制でございます。会議を公開して透明性を高めるのみならず、報道機関への発表というのを積極的に行う必要があるだろう。それによって委員会としてのメッセージをわかりやすく伝える必要があるのではないかと考えてございます。

そして、委員会としての発表は基本的には委員長がワンボイスで行われるということにさせていただいてはどうかということと、事務方も含めて緊急事態にも対応できるような発信体制を構築する必要がある。その辺について御議論いただければと思います。

また、報道機関というものの概念ですが、既存官庁よりも広くとらえて、報道を事業とする団体、個人を広く対象にしていく。その辺のルールを決めていただければと考えております。

日程でございますけれども、これも案でございますが、委員長は週に1回の会見、水曜日。事務方は週に2回の会見、火曜日と金曜日。あとは臨時の会見もあるということでしょうか。

それぞれの役割分担と申しますか基本方針ですが、委員長は、委員会の方針あるいは重要な決定、すなわち、自ら決めていただくわけでございますので、その内容を御説明していただく。

一方、事務方は、事実関係の報告あるいは委員長の見解についての補足、その伝達、今後のスケジュール、広報的な発表と仕分けすることなどでいかがかということでございます。

3番の事務方の体制ですが、私、次長が政策評価・広聴広報課長あるいは同課担当職員でチームを組んで体制を組ませていただければと考えてございます。

委員会の組織等についてでございます。19ページに原子力規制委員会の組織が書いてございます。これを規則という形で整理して、いわゆる組織規則という形で御決裁して決めていただくということが必要だということでございまして、これについてお決めいただきたいというものでございます。

行政組織でございますので、制度官庁との調整の結果、現在そういう形ということでございますので、それを前提にお願いできればと考えてございます。

最後に20ページでございます。10番、原子力施設安全情報申告制度についてでございます。炉規制法では、原子力事業者の「違法行為」に対する従業員からの申告制度が設けられております。この制度に基づいて申告、いわゆる内部告発を行われた申告者のプライバシーの保護を行いながら、迅速かつ適切に処理する必要があるとございます。そして、改善指導につなげるということが課題でございます。

また、申告をしたために不利益な取り扱いを受ける方もいらっしゃいますので、その保護をすることも大事でございますので、非常に秘密裏かつ緊急に対応するというところでございますので、規制委員会発足直後から申告をつけられるような制度を整備する必要があるかと考えてございます。

現在、保安院では、申告制度がございまして、第三者委員会「原子力施設安全情報申告調査委員会」というのがございます。この組織についても委員会として自ら評価する必要がございますが、当初よりその組織は必要だということで、提案と申しましては、2の※印の2つ目にございますが、5営業時間以内に通知をするという非常に迅速な対応が必要だということで、発足後、直ちに申告があるケースもございますので、委員の委嘱が必要でございます。

したがって、暫定的な措置として、現行、すなわち保安院が委嘱している委員を年度内は継続するという形にさせていただいてはいかがかというものでございます。

大変あらあらでございますが、以上が説明でございます。

○田中参与

ありがとうございました。

それでは、少し時間をいただきまして、今の10項目ですが、これは早速この委員会の運営に大事なことばかりですので、忌憚のない御意見をいただければと思います。どうぞお願いします。順番は特に定めなくてもどこからでも結構ですので、いただきたいと思います。

どうぞ。

○更田参与

確認です。順番にというわけではないのですけれども、1-1で会議運営のルール。2ポツの①で委員長（代理可）及び委員2名以上で会議を開催と。これは要するに、委員長がおられない場合にはそれを代行する者と委員2名で会議が開催可能ということで、もちろん、海外出張等もあるでしょうから、委員長がおられないでも会議が開催できるということだと思っておりますが、ここの委員長（代理可）というのは、委員長がこれからお定めになる委員長代理という意味なのか、それとも、その都度、委員長が指名するのか。

ここでの代理の意味と、これを事前に前回の会合で決めておくという意味なのか、代理可の意味を明確化した方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中参与

私から申し上げますか。

○森本室長

はい。

○田中参与

これはもう事前に代理というのは後ろのほうで決めさせていただいて、そういう順番で。だから、代理の方、そうでなければその次ということもあろうかと思いますが、最低限、この委員会の構成としては、成立要件としては3名ですので、代理になるのはどなたになるかわかりませんが、必ず議長とそのほか2人という形になります。それでよろしいですか。

○更田参与

結構なのですけれども、くどいようですが、あらかじめ定めておかれると、委員長と委員長代理がおられなかった場合に委員3名でも会議の開催は可能であると。そこでの決定というのは、その他の委員長が出席される会議の決定と同じ意味を持つということになるのだらうと思っておりますけれども、そうしますと、今後、原子力規制委員会が決定なり判断をするときに、委員長並びに委員長代理がそれにあずからないケースもあると。それはそれで構わないというか、確認ですけれども、そういったケースもあるということではよろしいでしょうか。

○森本室長

基本的にはそのとおりだと思いますけれども、例えば内規でそういうものがあつた場合には、事後に報告をするような形でつなぐようなことはあり得ると思います。

○更田参与

要するに、そのような会議で一旦判断したことであっても、その次の会議で委員長が出席されているときにそれを覆すなり変更。覆すと言うと極端かもしれませんが、それを変えることができるという理解でよろしいですか。

○森本室長

変えるというか、確認していただくということはあると思います。

○田中参与

この1-1で専決処理を可とするということなのですが、これについてはよろしいですか。例えば後ろに先ほどちょっと説明がありましたけれども、RI施設等のあれだと数千件とか1万件とかという変更申請とか出てまいりますので、それをここでやっても余り効率的ではありませんので、それでよろしいでしょうか。

○大島参与

その点、ちょっと。基本的にはそれでいいと思うのですが、事後報告なり何なりで全て委員会に報告していただく必要まではないかもしれませんが、こういう決定をした、専決をしたということは、事後にしかるべく委員会に何らかの形で報告をいただいたほうがいいと思います。その点、御配慮をお願いしたいと思います。

○更田参与

同じところで、非常に細かい話で恐縮なのですが、検査方法と基準が明確なもので燃料体検査というのがありますが、本当に細かい話ですが、輸入燃料体検査が今後あるかどうかは別として、それは含まれているのでしょうか。

○山本審議官

制度上は両方含まれています。

○更田参与

わかりました。

○森本室長

補足させていただきますけれども、専決を許容していただくということを決めていただいて、では具体的に何を専決にするかというのは、例えば例を挙げさせていただければ、こういうものは挙がっていくが、それについては改めてまた委員会で御議論いただくというイメージを持ってございます。

○田中参与

よろしいでしょうか。

○更田参与

範囲はこれから。

○田中参与

範囲はその都度変わるかもしれませんが、大きいところはそういうことで決めさせていただきたいと思います。では、順番にいきましょうか。

1-2ですが、旧組織の内規の準用ですが、これもいろんな事務手続も含めていろいろ動く上では、これを事細かに決めるというわけにもなかなかすぐにはできないので、これを準用していくということについて御了解いただけるかどうか。御意見等ありますか。

当然これは今後いろいろやっていって、変えなければいけないところは変えていくという了解でよろしいですね。

○森本室長

はい。そのとおりです。

○田中参与

よろしいでしょうか。

次、5ページの委員長代理の順序ですけれども、これは私からお願いすることになります。今日、お願いしたいと思いますが、委員長代理は島崎委員にお願いしたいと思います。その次の第2の代理は更田委員、第3の代理は中村委員でよろしいでしょうか。第4位の代理は大島委員ということでお願いいたします。一応御了解いただいたので、これでここは進めさせていただきたいと思います。

○中村参与

ちょっと教えてください。趣旨のところ、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときとなっていますが、例えば国際会議等で非常に重要で、規制委員長の出席が求められたような場合には、まずこの委員会そのものを決定機関として開催しない、つまり、優先はそちら側になって、欠けたときには当たらないという解釈でよろしいのでしょうか。何か委員長が海外出席か何かされたときに、そのたびに代理という形になりますか。

○田中参与

私の理解です。間違っていたら修正してください。仮に私が国際会議で留守にする場合に定例会議がある場合には、もちろん、島崎委員に代理として、私が抜けますから4人でやっていただくということになろうかと思います。

○中村参与

わかりました。了解しました。

○田中参与

それでは、次の緊急時の体制について、これはそれぞれの事象によって大分対応は違いますが、日常の生活上も大変御負担になりますけれども、一応これで進めさせていただくということで御了解いただければと思います。

また何か具合が悪いようなときには、この体制については見直しをしていくということでいかがでしょうか。よろしいですか。こんなに耐えられないということはありますか。ぜひ耐えていただかなければいけないところがあるのです。

○更田参与

発足後、すぐに必要な体制だと思いますので、当面の体制として、今、このように定めていただくことは正しいことだと思うのですけれども、ただ、この体制で今後ずっと回していけるかどうかというのは、例えば2名で対応することになっていますけれども、これも先ほど中村参与がおっしゃったように、海外で出ているケースですとかいろいろあると思いますので、柔軟にというか、当面の必要な体制としてこれを定めるということで、また少しやってみたらという言葉は悪いけれども、検討して修正を加えていくということでもよろしいかと存じます。

○田中参与

これは緊急時の体制でございますので、最低限これを崩すということは、これが空白に

なるということは許されませんので、一応これを原則としてやって、更にこれを見直すということはあったとしても、そういうことでやらせていただきたいと思います。

○大島参与

今の了解でいいと思うのですが、ただ、こう決めてあっても、物理的に来られないといったような自体も十分ある種現実にはそういう事態は起きているわけですね。ですから、そういうときにはまさに基本形はこれなのでしょうけれども、これがうまく動かない場合だって十分あり得るということを念頭に置いて柔軟に対応するという含みをきちっとしておく必要があるのではないですか。

○田中参与

おっしゃるとおりですね。緊急時というのは想定している事態とは違うことが起こりますので、そこは柔軟に知恵を出してやっていきたいと思います。よろしいですか。

3-2の意思決定ルールについて何か御意見等ございますか。よろしいですか。

次の3-3、緊急事態応急対策委員ですが、これは今後検討ということになっていますが、実際にお願ひする方の御了解も得なければいけないので、少し時間はかかると思いますが、できるだけ速やかに選定させていただくということで進めたいと思います。各委員からもぜひ積極的にお名前等をお願ひする方がいたら提案していただきたいと思います。

4番目、福島における体制ですけれども、これは私の思いも随分書かせていただいています。これについて御意見をいただければと思いますが、最後の現地視察については、後ほど御報告させていただきますが、規制委員会が発足した後、5人そろってというわけにはいきませんので、明日が最後のチャンスになりますので、早速5人で現地にお伺いするというのを提案させていただきたいと思います。これは後で報告させていただきます。

それ以外について何か御意見はございますか。

どうぞ。

○更田参与

「1. 事故原因の究明」、原子力規制委員会において継続的に事故原因を究明するための体制を構築する。非常に重要なことですし、全くこれに依存はございませんけれども、ただ、体制を構築するといったときに、事故原因の究明はこれから大変時間のかかることであって、要するにこれは恒久的な組織を置いて、少しずつ状況がわかっていくにつれてどんどん事故原因の究明を掘り下げていくという作業をずっと続けることになるだろうと思います。いつまでに報告書云々という性格のものではないと思いますし、TMI やチェルノブイリの事例を見ても、10年後になって、あるいは更にもっと長い時間がかかってから判明したようなこともありますので、そうしますと、割とイメージを持ちかねているのですけれども、細々と營々とずっとやるというような体制だという理解でしょうか。それとも国会事故調、政府事故調、民間事故調等があったように、ある報告書みたいなものを念頭に置いてそこへ注力するというような形なのか。ちょっとイメージが持てないでいるのです。

○田中参与

これは皆さんで御自由に発言していただきたいと思いますが、私の理解では、いわゆる国会事故調とか政府事故調のような体制ではなくて、今後、安全規制行政に非常に大事なことが見落とされないように、逆にそういうものをきちっとくみ出して、何か知らないうちになくなってしまっただけで後で見られないとかということ、現場が再現できないとか、そういうことがないようにするとか、例えば現場から試験片を持ち出して検査をしたときに、その知見というのをきちっと蓄積して行って次の知見に反映するとか、そういう体制になるのではないかと思います。

それは細々とではなくて、かなりしっかり作っていく必要が当面はあると思います。10年、20年たって状況が変わればまたその体制を見直すこともあろうかと思いますが、当面はしっかりとした体制をつくるべきではないかと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○大島参与

私も今委員長が言われたことに賛成するものなのですが、たしか規制委員会の任務の中には、不幸にしてまた原子力事故が発生したというときに、その事故の調査の責任を当委員会は持つことになっているわけです。そういうことも含めて、事故が発生した、福島なら既に起きた、将来起こるかもしれない事故に対する委員会の中での何らかのきちっとした体制というのは組織として必要ではないかなと思っています。

○田中参与

どうぞ。

○更田参与

細々という表現がよくなかったかもしれないのですが、そういう意味では恒久的に続く。むしろ私の発言のポイントは、どちらかというところある期間でというのではなくて、20年、30年あるいは場合によっては30年。そのぐらいの長期間を見越して永続的に、テンポラリーなものではなくて恒久的な組織、部署を置くという理解でよろしいですね。

○田中参与

どんな形で置くのが適切なのかということについては、もう少し検討させていただきたいと思います。外部の委員の方に入ってもらいたいということもあろうかと思いますが、それも含めて今後早急に検討したいと思います。よろしいでしょうか。

○島崎参与

わかりました。

○田中参与

どうぞ。

○更田参与

すみません、このページは非常に重要なので、もう一つ、「3. 廃炉プロセス等に対す

る規制当局としての対応」で、1～4号機の中期的な安全確保と信頼性向上に対して規制当局として積極的に関わっていく。これは今、福島第一原子力発電所のサイト内の復旧に関して、「政府・東電中長期対策会議」というのが置かれていて、そこに原子力安全・保安院が参加する形で進められていたところがあるのですが、その体制に疑問を持っていて、むしろ規制委員会、規制庁はああいった復旧ですとかのための作業に対して、その中に混ぜられて参加していくのではなくて、中長期対策対応に向けて外からきちんと言っているべきだと考えておりますので、今後、廃炉プロセスに対する規制委員会、規制庁の立場のとり方、あり方については検討が必要だと考えております。

○田中参与

御指摘のとおりで、今後は規制委員会としては一步退くという言い方が適切かどうかわかりませんが、事業者サイドが行うことについては少し外からきちんとしていくことの体制をとりたいと思っています。

余分なことですけれども、これは昨日も福島で申し上げたのですが、福島県の方たち、非常にサイト内の状況について御心配ですので、そういうことも含めまして、できるだけそういう心配がなくなるように軽減されるような体制も含めて検討していきたいと思っておりますので、そういうことで進めさせていただきたいと思っております。よろしいですか。

○中村参与

もう一点、その福島における体制についての「2. 放射線被ばくに係る健康管理」のところでは、健康管理のことですので、19ページにあります原子力規制委員会の組織の中では、総合的に対応できないこともありますので、各省庁関係の御協力を得なければやっていけないことがありますから、その点も考慮して事務方にもお願いし、いろいろな形で協力体制をとっていただくことを切にお願いいたします。

○田中参与

事は住民一人一人、まさに被害者の健康に関わることですから、省庁の壁とかそういうことは理由にならないように、規制委員会としてもそれなりのきちんとした方針を出させていただく。それを実際に実行する段階では各行政庁がやるのだと思いますが、そういうふうな方向で行きたいと思っておりますので、中村委員にも是非そういう点は御指導いただければと思います。

どうぞ。

○森本室長

補足させていただきます。おっしゃるとおりでございますが、規制委員会だけではできない。また、規制委員会の機能として勧告という機能もございますので、各省にもやっていただくというのもございます。また、規制委員会は環境省と関わっています。環境省でも低線量被ばくとの関係をやってございますので、しっかり連携してやっていきたいというのがございます。

そういう意味で規制委員会を軸にして、中村先生を筆頭にして、全省庁協力してやって

いくような体制をまた作りたと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○田中参与

では、そういうことでたくさん御意見をいただき、これからたくさんいっばい宿題があると思ひますので、是非よろしくお願ひします。

では、次の5、大飯原発の監視体制ですが、大飯原発の扱ひについては、今後、いわゆる地盤の活断層の問題とかいろいろありまして、それはそれとしてまたきちっと評価をしていくということでございますけれども、今、ここで提案されているのは監視体制ということですので、合理的に必要な監視をするということですので、私は構わないかなと、これでもいいのではないかなと思ひのですが、地元の方もいろいろあるかと思ひます。その辺もきちっと齟齬のないように事務方のほうで願ひしたいと思ひます。

○森本室長

こういう方針を立てていただき、それをもとに地元にもよく情報交換しながら体制を構築したいと思ひます。

○田中参与

よろしくお願ひします。

○更田参与

むしろ5ポツの項目に関しては、11ページに大変重要なことが書かれていて、再稼働問題については、再稼働に当たっての安全性に関する判断基準を含めてというくだりですが、これは恐らく原子力規制委員会に当初与えられる最も重要な役割の一つだと考えておりますので、今日はまだ準備会合ですが、第1回会合におきましてとにかく判断基準を速やかに定めていくように議論をすぐにでも始めなければいけないことだと考えております。

○田中参与

御指摘の趣旨は十分理解しているし、私もこういうことで発言してきていますが、これについては相当きちっとした議論をしなければいけないので、きょう御提案させていただいているのは、とにかく19日からの規制委員会の運営を始めるための1つの最低限のルールでございます。こういったことはたくさんあります。ですから、これについてはできるだけ早急ということで、そういう意味でも19日に発足したら早速フル活動ができるぐらいのことで、今日はゼロ次会合ということで願ひしてありますので、ぜひその点については、また更田委員からも具体的なやり方について御提案いただくようお願ひします。

どうぞ。

○島崎参与

結構だと思ひます。今、更田委員からの御提案、コメントは一般的なことを多分言われているのだと思ひます。大飯原発に限った話というのはまた別にあると思ひますので、それについては早急にいろんなことを考えていく必要があるということですので。

○田中参与

ありがとうございます。

では、次は透明性の確保ですが、これは大変重要な私たちの一種の立ちぶりとか生き様になるわけですが、とりあえずこういうことで御提案させていただくということで、またこれについては外部の方から見てまだ透明性が足りないとかということがあるとかということがあれば、またそれに柔軟に議論をしていくということで、とりあえずこういうことでスタートさせていただきたいと思うのですが、よろしいですか。どこまでどうだというのはなかなか難しい。

○島崎参与

でも、今一番必要なことは、この委員会が信頼される委員会になるということでありまして、それには透明性が欠かせませんので、原則としてはこういったところから始めるのが適当だと思っています。

○田中参与

ありがとうございます。

○大島参与

1つよろしいですか。13ページの上の5ポツの被規制者等との接触情報の開示となっているわけですね。被規制者「等」ということでほかにも含まれているというようなことだと思うのです。考えられますのは、委員が接触する相手として、1つは政治家があると思うのです。役所関係、こういう接触は多分この「等」の中に入れて考えられておって、事前のアポとか事後報告とか必要になるのではないかと思うのですが、この点は少し明確にしておいたほうがいいと思うのです。

○森本室長

おっしゃるとおりでして、被規制者等の範囲というのは非常に難しゅうございます。まず、すぐ思いつくのは、いわゆるメーカーのように規制対象ではないけれども、規制対象と非常に密接な関係にある企業とかというのが考えられますが、今、大島委員がおっしゃったように、政治分野あるいは役所とか、そういうところとの接触がどうかということ。このことは、接触してはならないということではなくて、むしろ不透明な形で接触することをいかに回避するかということなので、そこは工夫の余地があると思いますので、今の御指摘も踏まえて少し詳細なルール案をつくらせていただいて御相談したいと思います。

○田中参与

よろしいでしょうか。

○大島参与

はい。

○田中参与

それでは、お願いします。

次は中立性の確保です。これは国家公務員倫理法とかそういうのに準ずるということで、そういうことで是非私も含めてそのつもりでお願いしたいと思います。

報道の体制ですが、これは相手のあることですが、相手方である報道機関がどういうふうにお考えかわかりませんが、一応こういう提案をしてこれで御了解いただくと。非常に不都合があればまたそこで検討させていただくということではいかがですか。

○森本室長

また相手もあることですし、相手の範囲もあることですので、少し詳細な案をつくって御相談申し上げたいと思います。

○田中参与

よろしく申し上げます。委員会の組織についてはここに書いてあるとおりで、今後細部については早急に決まっていくということですので。

○更田参与

組織について、こういった組織も作った後の話ですけれども、いわゆる縦割りの弊害を避けるために内部で各部署の例えば代表者が集まるような内部の委員会というべきなのかわかりませんが、米国のNRCにはCRGRという内部の縦割りの弊害を避ける委員会がございますが、ともすればこういったお役所にありがちな縦割りを避ける工夫も今後検討していただければと思います。

○池田参与

その点はよく検討してまいりたいと思います。

○田中参与

よろしく申し上げます。

10番目、最後になりましたけれども、安全情報申告制度ですが、これは先ほど御提案がありました間を置くというわけにはいなくて、いつ何が起こるかわからないということで、暫定的なものとして現行の委員を年度内は継続させていただくという提案がありますが、これについては御了解いただけますでしょうか。よろしいですか。

では、19日に今日御提案させていただいた事項について最終決定させていただいて、全部「(案)」と付いていますが、これを取るということをご希望したいと思いますので、それまでに気がついたことがありましたらお申し出いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

どうぞ。

○大島参与

これは速やかに決めておかなければいけないので、とりあえずこれでスタートするというのでいいと思うのですが、一定期間がたった時点で、例えば3か月なら3か月後に全体についても一度レビューして、そこでこれでいいと、あるいはここはもうちょっと変えたほうがいいのかという含み、了解を明確にした上で、とりあえずこれでスタートしていく。

つまり、暫定的な性格のものであるということ全体にかけて委員会として採択したらどうかと思います。もちろん、変わるものもあればこれでいいという部分もいろいろ混

ざっていると思うのですが、一応全体に関わる了解として暫定的にとりあえず3か月なら3か月、これでやってみる。レビューして、そこでもう少しパーマネントなものにしていくという了解を明確にしたらいかがかなと思います。

○田中参与

わかりました。基本的にこれに限らずそういった直すべきもの、不都合がありましたら柔軟にこの委員会で議論させていただいて修正を図っていきたい、よりよいものにしていききたいという方向で進めたいと思いますので、今の御提案で承ったということで御了解いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題1はこれで一応終わらせていただきまして、次に議題2「新組織の発足にあたって」ということで、実はもう言うまでもないことですが、地に落ちた原子力規制行政をどうやって信頼を確保するかということが一番大きな課題の一つです。それについて、自由討論ということで少しお時間をいただいて、各委員からの御意見をいただきたいと思います。

これは結論を出すということではないので、自由に御発言をいただいて少し時間を15分か20分ぐらい、とりあえず御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

とはいうものの、議論の種みたいなものを用意させていただきましたので、事務局から御説明いただけますか。

○森本室長

私はこの規制委員会の設立の準備に当たらせていただきまして、今回、こういう形で発足していただくのは大変ありがたいと考えてございますが、それにつきましても、一番のポイントは国民の信頼の回復というものを確保するということが大事かと思っております。今まで個別に委員の方に御相談をし、御指摘いただいたものを整理させていただいたものでございますので、説明させていただきます。

まず1つでございますが、この組織のミッションと申しましょ、位置づけ、目標というものを明確にするということと、その目標を軸にして政策体系全般を見直していくということが必要ではないかという問題点でございます。

特に今回の福島の事故を踏まえますと、放射線の有害な影響から国民の健康と環境を守るというところから立脚して組織を形成し、また政策体系を再評価するということが必要ではないかという点でございます。

2番目は、同様の視点もお持ちいただいた上で、国会事故調初め各種事故調査報告・提言が行われています。大変貴重なものでございますので、それを踏まえた制度あるいは組織、基本的な考え方を見直しというのをどう進めていくかというのが喫緊の課題かと思っております。具体的には、まず全ての政策課題の洗い出しをし、かつ、その対策のためのロードマップ、マイルストーンの設定、レビューの仕組みというものが必要ではないかというものでございます。

3番目でございますが、先ほど御議論いただいた中にも既にございますけれども、透明

性・中立性、高い意思決定プロセスということをどう実現するか。これは常に追求すべき課題かと思います。

1つは、情報の公開あるいは開かれた会議運営というものを更に高みに届けるためにどうすればいいかというのが1点でございます。もう一つは、審議会等の透明性・中立性の確保のための方策です。プロセスを透明化するだけではなくて、そもそも審議会のありようとかというものも含めてどうするかということも求められているように思います。その点について御議論いただければと思います。

最後に環境大臣から田中参与にもお話があった形のものでございますけれども、委員会自身が幅広い方の意見や提言を聞いて、そしてそれを反映するオープンな運営をどうすればいいかということについてもあわせて御議論いただければありがたいと考えてございます。

○田中参与

一応、議論のたたき台はこういうことですが、御自由に御発言いただければと思います。どうぞ。

○更田参与

順番にというわけではないです。これは例として挙げられた素材だと思うのですが、特に1ポツの明確な政策目標の確立というところで特に申し上げたいことがありますのは、安全目標に係る議論というのを是非盛んにやらなくてはいけない。もちろん、先ほど申し上げた再稼働が求められるであろうことに対する基準であるとか、これまでの安全基準や指針類の抜本的な見直し等々、緊急時体制の再構築であるとか、急ぐ作業はたくさんあります。それに比べれば、緊急度という点では議論の余地があるのだらうと思うのですが、この規制委員会、規制庁に与えられた1つの大きな課題が安全目標についてきちんと広く議論を尽くすこと。安全目標の議論というのは、言い換えればどれだけのリスクが結局は残るのかという議論に通じますので、安全神話だとかゼロリスクといったものがまかり通ってきたのは、ある意味では安全目標に対する議論が尽くされていなかったということの結果だと思っています。

安全目標は結果的に国民というか私たちみんなが最終的に受け入れられなければいけないリスクがどれだけあるのか、言い換えればリスクは決してゼロにならないという議論をやることになりますので、安全目標の議論というのは非常に重要です。必ずしもリスクベースでの安全目標のことだけを申し上げているのではなくて、定性的な安全目標、定量的な安全目標双方についてきちんとした議論をするべきだと思います。

原子力安全委員会は案という形でこの議論を途中で切り上げてしまっているところがありますので、是非とも安全目標に関する議論をしっかりとやりたいと希望しております。

○田中参与

どうぞ、お願いします。

○島崎参与

今、お話いただいたのでそれに続けて、これまでの課題の1つは、まさに言われた安全目標、リスクに関する議論をどこまで定量化できるかという問題はありますけれども、そういったものなしに、安全か安全でないか、ゼロイチベースのある意味同じ土俵に上がれないような議論、不毛な議論がこれまでであったということが問題だったと思うのです。両者が同じ土俵に上がるには、リスクというもの、安全目標をどこに置くかということに変われば、明らかに両者は同じ土俵上の議論になるわけで、その議論に持っていくことが非常に重要で、これまでも指針の中でそこまで行かなかったものが今回の指針ですぐ出るかどうかは別としても、我々は地震だとか津波だとか活断層の問題というのはもろにそこへかかってくるわけです。どこに設定するか、どこまで見込むかということで、これまである意味続けていた委員会あるいは保安行政等々の何からの相場観みたいなもので成り立っていた。その相場観が正しいのかどうかということがもちろん問われるわけですが、そういうはっきり明示のできないようなものの議論でこれまで安全がある程度支えられていたというか、危機にさらされていたという状況であったというものを明白に表へ出してこれから議論していく。

そのことによってそこら辺がどこまで定量化できるかという問題はどうしても残りますけれども、明らかに明白に課題として上がってきて、共通の議論の場で議論ができるようになるのは大変重要な課題だと思います。

○田中参与

ありがとうございました。

○更田参与

少しくどいようですけれども、安全目標に係る議論は常に原子力の利用が与える危険性をまないたの上に乗せて議論することになる。環境に放射性物質を放出する確率がゼロになるわけではないということを明白にした上で議論することなので、安全目標を決定すること、安全目標を定めることを急ぐということに意義があるのではなくて、常に安全目標について議論し続けるということ、むしろ議論を継続的にされているということが健全な状態だと考えております。ですので、いつまでに安全目標をこれこれと定めるといっても、定めたらそれで忘れてしまうわけではなくて、それも改定がされていくものだと思いますので、この原子力規制委員会、規制庁といったところは、常に安全目標に対する議論をこれこそ永続的に続けている場でありたいと考えております。

○田中参与

ほかに御意見ございませんか。

どうぞ。

○大島参与

今のは非常に重要な議論だと思うのです。これからスタートしていろいろ作業を始めなければいけない。この事務局でつくったペーパーによれば、全ての政策課題の洗い出しとそれをどういうふうこれから実行に移していくかというロードマップとかマイル

ストーンと書いてあるのは工程表ですね。優先順位の決定、こういうことに尽きるのだと思うのです。

先ほども議論がありましたように、まずは手を付けなければいけないのは、再稼働の問題をどうするのか。国民的にも、国家的にも非常に大事なもの。再稼働の問題をどうするのかということになると、今、議論になった安全基準にもろに入っていかなざるを得ないわけですが、その場合にそれでは国際基準との整合性をどうするのかと、IAEAの基準だとか、アメリカとかフランスとか原子力先進国がどういう安全基準をやっているのだと。それと日本の今までの基準の整合性を図るということは一体どういうことをやらなければいけないのだといったようなこともよく勉強して研究して方針を出していかなければいけないと思うのです。

当面、まず手を付けなければいけないのは、再稼働を巡っての安全基準の策定、ここにどういう問題点が含まれているのか。その問題点に解決を見いだしていくためには、どこにどういう過去の経験あるいは外国、国際的な基準があるのか、そういうのを相当網羅的に調べて委員会として議論を尽くして方針を早くつくるということだろうと思うのです。これが第1点。

2番目に、ある程度時間目標、時間軸を設定していかないと、いつまでもだらだらやるわけにもいきませんし、そうかといって余り拙速になってもいけないというようなことがありますので、その両方をしっかり頭に置きながら、大体いつごろまでにこういう目標についてはここまで到達したいという委員会としての目標をある程度明確にする。そういうことが2ポツに込められた表現だと私は理解しているわけです。

もう一つのポイントは、委員会としては原子力規制委員会設置法でいろいろなことが決められているので、当然それに縛られるわけですし、附帯決議があります。附帯決議の中には相当重要なことがいろいろ込められて、あるいは注文が付けられているということなのですが、附帯決議があります。

国会の事故調、政府の事故調、そういう事故調の中でいろいろ出されている問題点。ですから、こういうものももう一度きちっと整理し直して、新しい安全基準の策定に向けて、そういった既に出ている提言あるいは勧告、分析といったものがどういうふうに関連していくのかということもやらなければいけない。

いろいろ考えますと相当大変な作業であることは間違いないのですが、我々はそれをもちろん覚悟してこれから望んでいく必要があると思います。是非政策課題の洗い出しとロードマップの作成、マイルストーンの設定、この辺をできるだけ早くきちっとやっていくことが重要ななと思います。

○田中参与

私も前々からそれはお願いしてしまして、事故調だけではなくていろんな委員会とか、見解も違う意見も含めて、みんなつぶさによく検討できるようにしましょう、してくださいということで事務局には調査もお願いしてありますので、ぜひ大島委員からもそういうふ

うな点はよく見ていただければと。

中村委員、何かございますか。

○中村参与

4ポツのところ幅広い有識者の意見・提言を反映するということが、これは非常に重要なことだと思います。むしろ反映するというよりは、幅広い有識者の意見・提言を言うてくださる場を提供するということが、この規制委員会もそうですけれども、その結果が3ポツにありますそれらの透明性、特に中立性というものが担保できるものだと考えます。したがって、4番に関係するものは、私どもも含めていろんな意見の場を提供して、それを国民の皆様にかけていただくというシステムで中立性、透明性が担保できる。3番と4番は比較的同じような項目にも少し属しているのではないかと思います。

○田中参与

4番については先ほど森本次長からもありましたように、大臣も先日、我々の前でそういった場を設けたらどうかという御提案もありましたし、その後の私のぶら下がり取材で積極的に検討したいということをお願いしたところですので、何らかの形でやりたいと思っています。

どういう方を選ぶかとか、どういう形でやるかというのはなかなか難しいところもありますので、ぜひまた意見を交わして相談させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ほかに。

多分、この課題は一つ一つ私どもが今後具体的ないろんなことをやっていく過程を世の中の方が見ていて、それで信頼できるかどうかを判断していただくことになるのだと思います。だから、常に私たちの頭の中に、よく心に置いてやっていくということで、少しずつ信頼を回復する。何か特効薬があるとは全然思っていないので、そういう意味で非常に大変な取り組み、課題ですけれども、ぜひ私自身に言うことを含めて、また規制庁全員の職員の方に対してもそうですけれども、こういう思いを常に忘れないでやっていただくということできたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○池田参与

今の委員長のお話、よく承って、規制庁全員、その方向で頑張りたいと思います。よろしくお祈りします。

○田中参与

それでは、一応この議題2はこのぐらいに本日はしておきまして、「その他」の議題で少しお知らせがあるので、これは事務局からお願いできますか。

○森本室長

わかりました。

先ほどの議題1の中で提案させていただいて御決定いただいたように、15日、明日ですが、東京電力福島第一原子力発電所に、6人の参与の方に御視察に行っていただくということにさせていただきたいと思います。その旨、本日より外に対しても発表したいと思います。

19日に発足するわけですが、その際に第1回目の委員会を開いていただくことにしたいと思います。

また、先ほど申し上げましたが、庁員300人ぐらいが集まりますけれども、発足式を開き、そこでまた職員に対し、御指示をいただきたいと考えてございます。いずれも午前中に、いわゆる任命とか認証とかの行事がございますので、午後になろうかと思いますが、その辺の詳細につきましては、18日、前日に外に対してオープンにしていきたいと思えます。本日は、こういうものがあるということをオープンにさせていただきたいと思えます。

○田中参与

皆さんにはもう既にある程度御案内ですので、こういうことでとりあえず進めさせていただきたいと。あしたは朝早くから終日になりますが、大変御苦勞様ですが、原点が福島にあるということで私からも強くお願いしましたので、ぜひよろしくお願ひいたします。

では、これで全て予定した議題は終わりですが、ほかに何か御意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

(以上)